

## 社団法人京都府看護協会顧問及び参与に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、顧問及び参与の委嘱について、定款第19条に規定するもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(委嘱及び職務内容)

第2条 顧問及び参与は、会長が必要と認めるとき理事会の推薦を経て委嘱する。

2 顧問及び参与の職務内容は、委嘱の事案と共に理事会に諮るものとする。

(勤務形態)

第3条 顧問及び参与の勤務は、非常勤とする。

(報酬及び費用弁償)

第4条 顧問及び参与の報酬は、職務内容及び役員報酬との均衡等を勘案し、会長が別に定める。

2 顧問及び参与が会務のため出張した場合には、費用弁償として、役員の例に準じて旅費を支給する。

(委 任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成20年7月18日から施行する。